

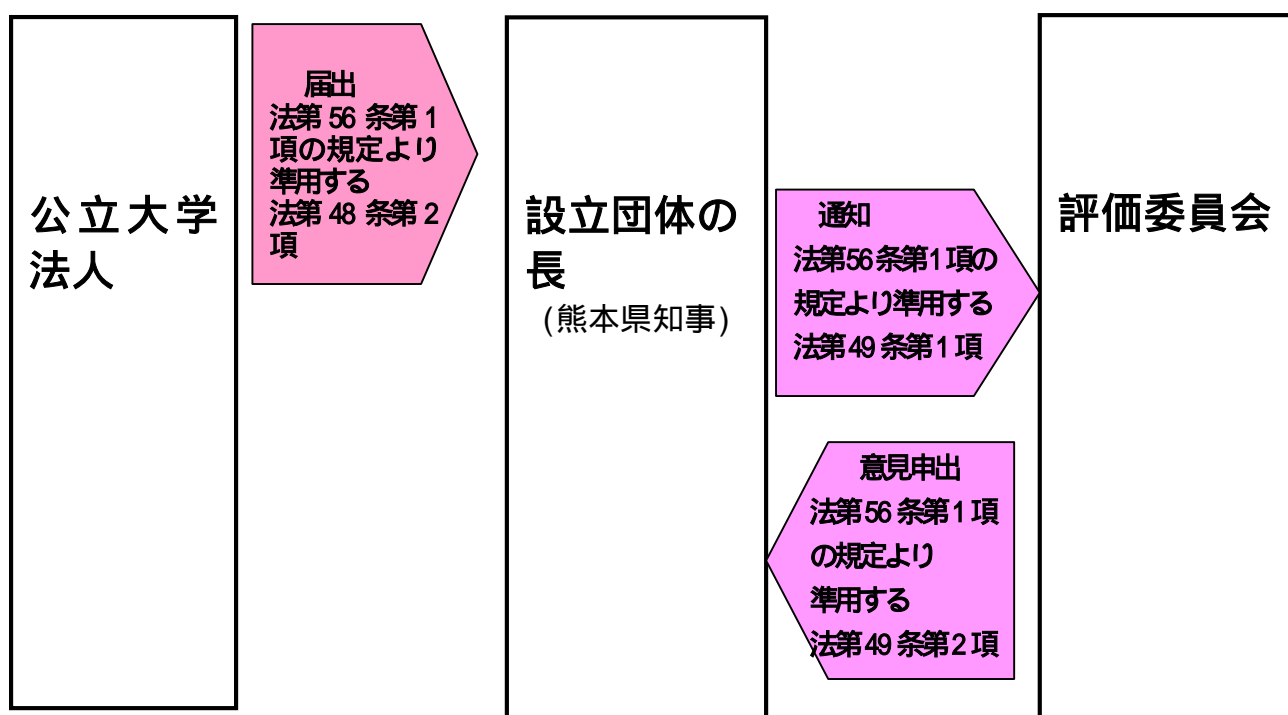
## 役員報酬等の支給基準に係る意見聴取について

### 1 趣 旨

令和2年(2020年)2月12日に公立大学法人熊本県立大学理事長から、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第56条第1項の規定により準用する法第48条第2項の規定により役員の報酬の基準の変更について、設立団体の長である熊本県知事に対して届出がありました。

評価委員会は、法第56条第1項の規定により準用する法第49条第1項の規定により知事から「役員報酬等の支給基準」の通知を受け、同条第2項の規定により第三者機関として客観的及び専門的見地から役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、設立団体の長に対し意見を申し出ることができます。

### 2 手続に係るイメージ図



### 3 変更の概要について

基準の名称：公立大学法人熊本県立大学役員の給与に関する規則

変更内容

熊本県、国の改定に準じ、以下の改定を行った。

ア 令和元年(2019年)12月の期末手当の支給割合を1.675月分から1.725月分とする。

イ 令和2年(2020年)6月及び12月の期末手当の支給割合を、それぞれ1.675月分から1.7月分とする。

施行日

3 アについては令和元年(2019年)12月1日、3 イについては令和2年(2020年)4月1日とする。

<参考>

	改定前		令和元年度(2019年度)改定		令和2年度(2020年度)改定	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.675	1.675	1.675	<u>1.725</u>	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>
合計	3.35		<u>3.4</u>		<u>3.4</u>	

県情文第453号

令和2年(2020年)2月13日

熊本県公立大学法人評価委員会

委員長 小野 友道 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



公立大学法人熊本県立大学の役員報酬の基準変更に係る届出について(通知)

このことについて、公立大学法人熊本県立大学より別添のとおり届け出がありました。

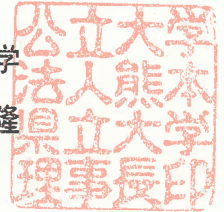
つきましては、地方独立行政法人法(以下「地独法」という。)第56条第1項の規定により準用する同法第49条第1項の規定に基づき通知します。

なお、本件の届出に関しては、地独法第56条第1項の規定により準用する同法第49条第2項の規定に基づき公立大学法人評価委員会は設立団体の長に対し意見を申し出ることができることを申し添えます。

熊県大第410号  
令和2年(2020年)2月12日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大学  
理事長 白石 隆



役員の報酬及び職員の給与の基準変更に係る届出について

このことについて、別紙のとおり基準を変更したので、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項及び同法第57条第2項の規定により届け出ます。



## 役員及び職員の給与の改定について

### 1 改正内容

熊本県、国の改定に準じ、以下の改定を行う。

#### (1) 基本給表

民間給与との較差解消のため、教育職基本給表及び事務職基本給表の水準を引き上げる（各級号給の引上額は県、国に準拠）。

#### (2) 住居手当

- ① 住居手当は、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し支給する。
- ② 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額、家賃の月額と 16,000 円との差額が 11,000 円以下の職員についてはその差額、その差額が 11,000 円を超える職員については、その超える額の 2 分の 1 の額を 17,000 円を限度として 11,000 円に加算した額とする。

#### (3) 期末勤勉手当

##### ① 令和元年(2019年)12月期の支給割合

###### ア 教職員（再雇用職員を除く）

勤勉手当の支給割合を 0.925 月分から 0.975 月分（特定幹部職員については 1.125 月分から 1.175 月分）とする。

###### イ 役員

期末手当の支給割合を 1.675 月分から 1.725 月分とする。

##### ② 令和 2 年(2020年)6月期以降の支給割合

###### ア 教職員（再雇用職員を除く）

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を、それぞれ 0.925 月分から 0.95 月分（特定幹部職員にあつては、1.125 月分から 1.15 月分）とする。

###### イ 役員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合を、それぞれ 1.675 月分から 1.7 月分とする。

### 2 実施時期等

1 (1)については平成 31 年(2019 年)4 月 1 日、1 (3)①については令和元年(2019 年)12 月 1 日、1 (2)及び(3)②については令和 2 年(2020 年)4 月 1 日とする。

なお、1 (2)については、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日（以下「施行日」という。）から令和 5 年(2023 年)3 月 31 日までの間は、熊本県の改定に準じて、以下(1)～(3)の経過措置を設けることとする。

#### (1)施行日から令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までの間

施行日前日に支給されていた住居手当の月額が 500 円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）から 500 円を控除した額の住居手当を支給する。

- ① 住居手当が未支給となる職員(月額 16,000 円以下の家賃を支払っている職員)
- ② 旧手当額から改正後の給与規則の規定により算出される住居手当の月額に相当する額(以下「新手当額」という。)を減じた額(以下「差額」という。)が 500 円を超えることとなる職員(月額 12,500 円超～58,000 円未満の家賃を支払っている職員)

(2)令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日までの間

施行日の前日に支給されていた住居手当の月額が 1,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、旧手当額から 1,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- ① 前項第 1 号に該当する職員
- ② 差額が 1,000 円を超えることとなる職員(月額 13,000 円超～57,000 円未満の家賃を支払っている職員)

(3)令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から令和 5 年(2023 年)3 月 31 日までの間

施行日の前日に支給されていた住居手当の月額が 1,500 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、旧手当額から 1,500 円を控除した額の住居手当を支給する。

- ① 第 1 項第 1 号に該当する職員
- ② 差額が 1,500 円を超えることとなる職員(月額 13,500 円超～56,000 円未満の家賃を支払っている職員)

【参考】施行日以降～改定実施までの経過措置

経過措置			改定実施 (R5.4.1～)
R2.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R5.3.31	
以下①、②の両方の条件を満たす場合、旧手当額から 500 円を控除した額を支給	以下①、②の両方の条件を満たす場合、旧手当額から 1,000 円を控除した額を支給	以下①、②の両方の条件を満たす場合、旧手当額から 1,500 円を控除した額を支給	差額は △ 4,000 円～1,000 円
① 施行日前日に支給されていた手当の月額が 500 円超 ② 差額が 500 円を超える場合	① 施行日前日に支給されていた手当の月額が 1,000 円超 ② 差額が 1,000 円を超える場合	① 施行日前日に支給されていた手当の月額が 1,500 円超 ② 差額が 1,500 円を超える場合	

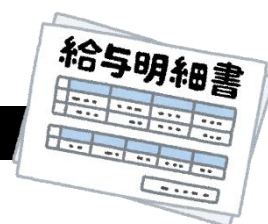
# 令和元年度（2019年度） 給与改定のお知らせ

令和元年（2019年）12月

総務部人事課

令和元年11月定例県議会において給与関係条例が改正され、併せて関係規則が改正されました。このことにより、平成31年4月1日（別に施行日を記載しているものを除く。）に遡って給与改定が実施されることとなりました。

給与改定の内容については、以下のとおりです。



## 1 給料表

別添のとおり改定。

## 2 住居手当

住居手当を以下のとおり改正 [令和2年（2020年）4月1日施行]

- ・ 手当対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）
- ・ 手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

《経過措置》

	対象者	経過措置
R2年度	R2.3時点と比較し、住居手当が 500円超減少する者	R2.3時点の住居手当から、 500円を控除した額を支給
R3年度	1,000円超減少する者	1,000円を控除した額を支給
R4年度	1,500円超減少する者	1,500円を控除した額を支給

※現在の住居に引き続いて居住する場合に限り適用する。

## 3 期末手当・勤勉手当

支給割合を次のとおり改定。

【令和元年（2019年）12月期】

- ① 一般の職員の勤勉手当 0.925月分 → 0.975月分  
(特定幹部職員の勤勉手当 1.125月分 → 1.175月分)
- ② 特定任期付職員・任期付研究員の期末手当  
1.675月分 → 1.725月分

## 【令和2年（2020年）6月期及び12月期】

6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ均等に配分する。  
 年間の支給割合は令和元年度（2019年度）改定後と同じ。

### （参考）期末手当・勤勉手当の支給割合

一般職員 ※（ ）内は特定幹部職員

	改定前		令和元年度改定後		令和2年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.3 (1.1)	1.3 (1.1)	(改定なし)		1.3 (1.1)	1.3 (1.1)
勤勉手当	0.925 (1.125)	0.925 (1.125)	0.925 (1.125)	<u>0.975</u> (1.175)	<u>0.95</u> (1.15)	<u>0.95</u> (1.15)
合計	4.45		<u>4.5</u>		4.5	

再任用職員 ※（ ）内は特定幹部職員

	改定前		令和元年度改定後		令和2年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	0.725 (0.625)	0.725 (0.625)	(改定なし)		0.725 (0.625)	0.725 (0.625)
勤勉手当	0.45 (0.55)	0.45 (0.55)	(改定なし)		0.45 (0.55)	0.45 (0.55)
合計	2.35		2.35		2.35	

特定任期付職員及び任期付研究員

	改定前		令和元年度改定後		令和2年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.675	1.675	1.675	<u>1.725</u>	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>
合計	3.35		<u>3.4</u>		3.4	

特別職(知事、副知事、教育長、常勤監査委員、病院事業管理者及び議員)

	改定前		令和元年度改定後		令和2年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.675	1.675	1.675	<u>1.725</u>	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>
合計	3.35		<u>3.4</u>		3.4	

## 4 差額支給

上記1, 3の遡及適用に伴い、平成31年（2019年）4月～12月の間の差額が支給されます。

支給日：令和元年（2019年）12月27日（金）